

令和6年度相談支援従事者初任者研修（全課程）実施要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活支援を実現するために必要な医療、保健、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得するとともに、困難事例に対する支援方法等を学ぶことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図り、地域における障害者の相談支援体制の充実及び円滑な実施に資することを目的とする。

2 主催

香川県

3 対象者

研修を受講できる対象者は以下の(1)～(6)にすべて該当する者とする。

(1) 香川県内の事業所に勤務又はその予定のある者。

(2) 研修全てに参加できる者。

(研修課程) 講義① (e ラーニング、11時間) ※視聴機器・環境は各自が調達

講義② (対面式半日)

演習①②③④⑤ (対面式5日間)

実習①② (圏域が指定した日時)

(3) 講義① (e ラーニング) を視聴して作成するレポートを指定した日時までに提出できる者。

(4) 演習に使用する課題 (自身に関わるケースについて対象者の同意を得て事例を作成等) を指定した日時までに提出できる者。

(5) 次の①か②いずれかに該当する者。

①勤務する法人 (または事業所) の長が「相談支援従事者の要件 (厚生労働省が示している実務経験)」を満たすことを証明した者で、相談支援事業に従事している、または今後1年以内に従事する予定の者

※研修受講を修了し、指定権者が認めると相談支援専門員資格を取得できる。

②相談支援業務に従事したい者で、受講を県が認めた者

※研修受講後、厚生労働省が示している実務経験を重ね、実務経験を満たしたと指定権者が認めれば相談支援専門員資格を取得できる。

(6) 積極的に研修受講をする姿勢を持ち、講師等の指示に従い、他受講者の受講を妨げない者。

4 定員

36人

※申請が定員を超過した場合は、受講者数調整の検討を行った上、受講者を選考調整

する。その際に、申請者が有する実務経験等を選考基準の一つとする。
 ※同一法人から複数名の申請を行う場合には、優先して受講させたいものを指名すること。

5 日程及び内容

(1) 日程

講義① 日本相談支援専門員協会テキスト（3,520円）を購入のうえ、eラーニングにて各自受講

開講期間：9月26日（木）午前9時から10月9日（水）午後6時まで

講義② 10月11日（金）

演習

日程	実施日	予備日
1日目	10月24日（木）	10月28日（月）
2日目	10月25日（金）	10月29日（火）
3日目	11月29日（金）	12月2日（月）
4日目	1月15日（水）	1月17日（金）
5日目	1月16日（木）	1月20日（月）

警報発令等でやむなく中止する場合に備えて、各日程に予備日を設定。

実習① 10月26日（土）～11月21日（木）の間で約1日程度

実習② 11月30日（土）～1月8日（水）の間で約1日程度

※実習①②については、所属する圏域が日時を指定する。指定がない場合は、個別に実習先と日時を調整する

(2) 内容

カリキュラム及び講師は別紙「令和6年度相談支援従事者初任者研修日程表」のとおり。

6 会場

講義① 各自、eラーニング受講できる環境において

講義② } 香川県立川部みどり園 大会議室

演習 } (住所：高松市川部町418、電話：087-885-8600)

演習予備日 }

7 受講料

研修代 25,000円

演習初日に現金にて支払うこと。

※いかなる理由があっても徴収した受講料は返金しないことを予め了承した上で申

請すること。

8 申請方法

電子申請（香川県 電子申請・届出サービス）にて申請期間内に申請を行うこと
（郵送、FAX、メール不可）

必ず、「実施要項」、「受講申請前に必ずお読みください」を確認のうえ、申請すること。

申請期間

令和6年8月15日（木）午前9時から令和6年8月28日（水）午後5時まで
（締切を過ぎると申請が不可能となる。）

○川部みどり園ホームページ「令和6年度相談支援従事者初任者研修」

[福祉関係研修等事業 | 香川県 \(kagawa.lg.jp\)](https://www.pref.kagawa.lg.jp)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/midorien/jigyو/index.html>

※システム上、期日を過ぎての申請は一切受け付けられません。

※上記URL、もしくは川部みどり園のホームページにある申請用URL、QRコードから申請してください。

※「利用者登録」を行わなくても申請できます。

※修了証書等の提出が必要な場合で、電子申請での添付ができない方は、必要書類の写しを期日までに川部みどり園へ郵送してください。（8月28日消印有効）

※申請完了後は申込完了通知が申請したメールアドレスに自動的に送信されます。
通知が届かない場合は必ず事務局まで御連絡ください。

9 修了証書の交付

全課程を修了した者に対して、修了証書を交付する。

なお、受講決定をした後から研修の修了時まで、「3 対象者」に記載した受講対象者該当項目(1)～(6)を満たさないことが判明した場合は、修了証書を発行しないこととする。

※本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではないことに留意すること。

10 留意事項

申請者及び受講決定者、研修修了者の情報について、香川県内自治体の障害福祉担当部署と情報共有することがあるため、予め了承した上で申請すること。

11 受講の決定

受講可否決定は香川県立川部みどり園が行い、9月12日（木）までに申請者宛に電子メールで通知する。

12 問い合わせ先

香川県立川部みどり園 地域生活支援課 沼田

〒761-8046 高松市川部町418

TEL 087-885-8600